

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月1日(月)午後1時30分から午後14時20分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員	1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
	3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
	5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
	7番	黒田 義人	8番	河野 順子
	10番	末光 亨	11番	清家 儀三郎
	12番	竹葉 邦政	13番	谷本 宏明
			15番	土居 喜三郎
	16番	冨永 文夫	18番	藤岡 功
	19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
	21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
	23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員	1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
	3番	氏原 邦弘		
	5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
	7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
	9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
	11番	中村 満永	12番	西村 守
	13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
	15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
	17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
	19番	森 松実	20番	山本 豊紀
			22番	和田 恵子
	23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 3(名)

農業委員  
14番 玉木 邦英

最適化推進委員  
4番 梶原 茂夫 21番 吉見 一弥

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

23番 山口 一光                      25番 渡邊 与志樹

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第3号 諸証明について  
(令和5年3月16日～令和5年4月14日までの事務局処理事案)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第5号 宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の  
一部を改正する訓令について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸                      次長兼管理係長 中島 慶和  
農地係長 山下 佳彦                      主事                      入川 大希  
一般事務 山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年5月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。  
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、玉木委員・梶原委員・吉見委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に山口委員、渡邊 与志樹委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第3号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

説明の前に議案の訂正が3か所ございます。

まず、議案書14ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認についての番号2でございます。

こちらの申請人について、◇◇◇◇となっておりますが、申請内容の詳細を南予地方局へ確認したところ、申請人は◇◇の◇◇◇◇とすべきであるとの回答であったため、申請人を「◇◇◇◇」◇◇歳と訂正いたします。「◇◇」は◇◇◇◇の「◇」、「◇」は「◇◇◇◇」でございます。

次に、議案書19ページをご覧ください。

議案番号が議案第2号となっておりますが、議案第4号の誤りでございます。

次に議案書24ページをご覧ください。

24ページの番号欄最下段、番号23となっておりますのは、番号24の誤りでございます。

訂正をお願いします。

(報告第1号から第3号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書11ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は17件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書11ページから13ページに記載しておりますので確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

1番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇でございます。この度、補助事業申請のため使用貸借権を設定することとなりました。◇◇◇◇さんは、真面目で熱心な柑橘農家でありますので、問題ありません。以上でございます。

《西村委員》

2番、3番について説明をいたします。同じ◇◇◇◇さん、同じ人でございます。所有権の移転ということです。◇◇君は◇◇◇◇であります。熱心に農業をしております。◇◇さんの農地と傾斜地の上下関係にありスプリンクラーの施設も入っており、どうしてもなくてはならないクーラーが使えなくなる可能性があるということで、◇◇さんの農地を購入するというかたちになりました。3番につきましては、以前から誰が見ても分かるくらいの農地の割り込みがあり、双方とも分かっている状態でしたが、この際売買ということで一元化するというかたちになりました。◇◇君は熱心にみかんを作っておりますので、問題ありません。

《森委員》

4番ですが、補助事業申請のための◇◇◇◇の間の契約でございますので、何も問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

5番、◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへ補助事業のため申請されました。何も問題ないと考えております。

《谷本委員》

6番について説明をいたします。◇◇◇◇さん◇◇の補助事業申請のための使用貸

借権設定であります。何も問題ないと考えています。7番についても、◇◇◇◇さん◇◇の経営移譲による使用貸借権の設定であります。何も問題ないと考えています。以上です。

《河野勇一郎委員》

8番について説明をいたします。経営拡大のための使用貸借権の設定という案件ですが、借受け貸出し共に◇◇さんといいますが◇◇◇◇であるので、問題ありません。

《赤松利彦委員》

9番、10番。◇◇さんと◇◇さんは◇◇◇◇であります。補助事業申請のため使用貸借権、問題はないと思われまます。

《滝澤委員》

11番について説明をいたします。◇◇さんと◇◇さんは親戚関係でございまして、◇◇◇◇さんは2年前から親子で農業をやっておるので、そのための経営拡大でございまして、何も問題ないと考えています。以上です。

《廣見委員》

12番について説明をいたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、話し合いにより売買が成立し、所有権移転となりました。◇◇◇◇さんと◇◇さんは◇◇◇◇にあり、何ら問題ありません。

《畠山委員》

13番について説明をいたします。所有権移転の案件ですけれども、◇◇さんは◇◇さんと利用権を設定し耕作されていましたが、高齢になられ土地を売りたいということになり、耕作されていまして◇◇さんが買うということで売買が成立しました。今までどおり耕作されるということなので、何の問題もありません。

《富永委員》

14番から17番について説明をいたします。14番の◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さん、これは新規就農です。◇◇さん◇◇歳と年齢的にも若く、野菜の方を主に作られるということでございます。何の問題もありません。15番について、◇◇◇◇さん、これは◇◇◇◇と思います。それを◇◇◇◇さん、これも新規就農で同じように野菜を頑張ってやろうというようなことです。16番につきましては、所有権移転ということで、◇◇◇◇さんのいちごのハウスですが、企業の継承を合わせて結んだ新規就農でやられる予定になっております。17番、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが、こちらも新規就農で賃貸借契約を結ぶということです。問題ありません。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

14番から17番の◇◇さん、新規就農というなっておりますが、これは現地調査はされたのでしょうか。

《富永委員》

27日に、現地調査を会長はじめ事務局の方と私ども、それと◇◇◇◇さんと行っております。まことに説明不足で申し訳ありませんでした。

《 会 長 》

よろしいですか。  
他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書14ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、自己倉庫用地が1件、農業用倉庫が1件でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。

15ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

失礼します。1番について説明します。この土地に◇◇さんが自己倉庫を建築するという申請であります。この案件については、4月27日に会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。既に倉庫が建っておりますので、違反転用になりますので始末書も提出されております。申請地の周囲には農地もなく、問題ないと考えます。以上です。

《森委員》

2番ですが、◇◇◇◇君は後継者として経営拡大に伴いまして倉庫が手狭になったということで、新しい倉庫を建てたいということで申請がありました。27日に会長はじめ事務局、本人立ち会いの下に現地調査をしております。何ら問題ないと思いません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することといたします。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書16ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、自己住宅の申請が1件、自己住宅敷地および賃貸し資材置き場敷地の申請が1件、店舗の申請が1件、計3件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。

17ページから18ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《細川委員》

失礼します。1番、4月27日に現地調査を会長はじめ職務代理者、事務局長、担当者と司法書士の◇◇さんと私で、現地確認をいたしました。◇◇さんは仕事の都合で欠席されていましたが。写真の南から道路沿いに◇◇さんの家があるんですが、高速道路の関係で建て替えをしなくてはならなくなりました。◇◇◇◇に生活排水の件を聞きましたら、10年前に建てた時にも家の前の道路を横断して芳原川があるんですが、そこへ流しているということで、岩松漁協と道路の使用許可を取って今は流しているそうです。今度の土地は◇◇◇◇君と◇◇さんは◇◇でございます、◇◇◇◇の土地を譲り受けて建てるように計画しているそうです。今度も前回同様に岩松漁協と道路の使用許可を取って排水するような計画です。道路の使用料金をいくらか年間払うという条件です。そういうことでございますので、排水に関しては問題ないと思います。

《富永委員》

2番について説明します。27日に会長はじめ事務局、私とそれと◇◇さんは来られてなかったのですが行政書士の◇◇さんが、以前もこの土地では◇◇さんが申請で1回取下げになったと思うんやけど、今回は◇◇さんがそこへ住宅を建ててそこへ住まわれるということで、所有権譲渡されるということなのですが。前回は話したら、ちょうど隣に農地があるのでそこに通行できるような話合いを持ってくれるということで、周りには了解を得て私の方ではこれ以上のことはないので、問題ないと考えます。

《竹葉委員》

3番について説明いたします。先月27日に会長はじめ関係者のみなさんで現地調査を行いました。今回申請人であります◇◇◇◇、◇◇◇◇◇◇◇◇ですが、今の場所から隣のこの申請地に移るという話になりました。契約が切れるのと今の建物自体が老朽化のため雨漏りをするというので、今回の隣の◇◇◇◇さんをはじめ6名の方と話がまとまりまして、隣の方に移転するという運びになりました。着工は今年の夏から始まって、来年3月頃には完成するという運びになると思います。この土地に関しましては、元々畑ではありましたが、みなさん高齢でなかなか農業を続けて行くのが難しいということもありまして、話の方もすんなりまとまったようです。近隣の農地に関しましては、それほど影響する所は見当たりませんので、何ら問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたか質問はございませんか。

《渡邊与志樹委員》

この5条1号、この赤ラインが敷地いっぱいということによろしいでしょうか。農地、畑。

《入川主事》

事務局の入川です。間違いございません。

《渡邊与志樹委員》

そうしたら、この立木があってその向こう側に水田が広がっているのですが、建物を建てた場合の日照の問題、稲というのは非常にデリケートなものでその水田の耕作の方々の同意というのはどのようなもののでしょうか。

《入川主事》

申請地と田んぼについては段差もありますし、直接影響があるとは考えられないと思います。

《渡邊与志樹委員》

この赤ラインのどの辺りに、この予定している建物が建つのでしょうか。

《入川主事》

住宅が建つのは赤いラインに囲まれているだいたい中央の辺りになります。

《 会 長 》

この土地はですね、もう埋め立てをしております。水田より高さがあります。住宅は中央の方に、中央より市道側、前の広い道路側に寄って建ちます。ですから、住宅の裏にもある程度の余裕ができて、日陰になって田んぼに影響というのはそれほどないかな、というふうに思っております。

《渡邊与志樹委員》

建物が建てた場合、雨水の排水そして住宅になった場合の生活排水、水洗トイレ、先程出たこの旧国道、現在市道、これを、ここの許可を取って沢に流すというふうに説明があったんですが、それで間違いはないですか。その確約というのは、絶対取れますか。

《細川委員》

確約は取れると思います。前にもそれで流しておるそうです。前に家を建てた時も、田んぼには流さない方がよいのではないかと◇◇さんの意見もありまして、このように道路を横断して許可を取って、掘削して使用料も払っているそうですので。岩松漁協の方にも排水の許可を前も取って、現在流しているようです。田んぼの日照権と言われたけれど、それほど害があるようなものじゃないと思いますので、街中で建てて、大きなビルを建てて日が当たらないというようなことはないと思います。関係ないと

思います。以上です。

《 会 長 》

渡邊委員、よろしいですか。

他にございませんか。

《渡邊与志樹委員》

付近で稲作をされておる方がおりますので、そこを踏まえた配慮を持った工事といいましょうか、進め方をさせていただきたいと思います、というのが願いです。

《 会 長 》

実際、これどのくらいの高さの家が建つかということは図でしか分かりませんので、その説明はなかった訳ですが、地元の方ですしそんなに問題はないかなと。家が建つのはですね、こちらが北なんですよ。南西は空けていますし、現在の土地も埋め立てして高さはあるということで、現在とそんなに日照関係は変わらないと、害はそんなになんじやないかな、と確認しております。

他にございませんか。

はい、竹葉委員。

《竹葉委員》

今の案件もそうなのですが、これ1度事務局の方をお願いなのですが、この図面ではなかなかちょっと状況が把握しづらい点もあると思います。できれば、上空から取った航空写真みたいな物で囲んでいただいたらありがたいかな、と思います。僕の案件で、この3号の方もちょっとこのコスモス側の方が、どう言ったらいいかな、境界が微妙なところを通っているのかな、と思いますので。横から撮ったのでは見えにくいと思いますので、できれば今インターネットなどであると思いますし、市であればある程度最近の航空写真などがあると思いますので、できるのであればそれで説明者の方も説明しやすいように、撮影の方法も考えていただければと思います。スライドはもう止めたのですか。前はスライドがあったのですが。

《 会 長 》

ここ、ないんです。

《竹葉委員》

そのあたり、またお願いではありますが、よろしく願います。

《中島次長》

航空写真の方で上から見たようなかたちでということですね、検討させていただきま

《竹葉委員》

そうですね、分かりづらい所はあった方がいいかな、と思います。

《 会 長 》

県の常設審議委員会でも、こんな横から撮った写真だけで上から撮った写真はないので、同じような白黒の上からの地図と横から撮った写真、カラー写真があるだけなので、その点はご了承いただければと思います。できれば、やれるようにしたいと思います。それとスライド、今の施設はどこでもあるのですが、ケチってつけてないのです。これまでどおりにしたいのですが、要はスクリーンも1回1回持って来なければいけないし、据付が本来ならいとおかしいな、と思うんですが、ついてないのですみませんが。

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

他にないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

はい。挙手多数であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

議案書19ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。

公告予定年月日は、令和5年5月8日となっております

1ページめくっていただきまして、20ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては新規16件34,379.00㎡、更新8件25,571.00㎡、計24件59,950.00㎡となっております

所有権移転につきましては、吉田地区で2件、3,275.00㎡となっております。

今月の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

## 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

## 《氏原委員》

1番について説明します。◇◇さんは◇◇市にお住まいで高齢でありますので、耕作することはできません。それで、隣接して耕作しておりました◇◇さんが新規で賃貸借権の設定をします。◇◇さんは大変熱心な稲作農家で、何ら問題ないと思います。

## 《山本一也委員》

2番、3番、4番は一括関連なので報告します。◇◇◇◇君は更新であります。設定を受ける◇◇君は真面目に農業に取り組んでいます。今までどおり耕作するということ間違いはございません。そして、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは遠方で耕作ができない電話がありました。賃貸借権の設定となりました、更新でありますので問題ないと思われまます。

## 《山本豊紀委員》

5番について説明します。本件は果樹園地1,429㎡の使用貸借権の設定でございます。◇◇さんの方から先日連絡がございまして、◇◇◇◇に貸借権を設定していという旨の御連絡がございました。◇◇◇◇は幅広く果樹園を運営しておりまして、全く問題はございません。

## 《森委員》

6番ですが、耕作物は水稲です。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇の利用権設定です。更新でございますので、問題はありませぬ。

## 《赤松利彦委員》

7番、更新でありますので問題はありませぬ。

## 《宮口委員》

8番について説明いたします。借人の◇◇◇◇さんは、農業と書いておるのですが◇◇◇◇もしておりまして、今2反くらいみかんを作っていてまだ余裕があるということで、◇◇◇◇さんは去年9月頃に病気になられて耕作不能となったため、話したところやってもいいよということなので、新規ですが熱心にやっております、問題はなかと考えております。

## 《小清水委員》

9番について説明いたします。◇◇◇◇君は農大卒業後後継者として新規就農して熱心に働いております。地域の組織でもリーダーとして頑張っておるようでございます。今回、◇◇◇◇さんが高齢になりまして仕事が大変だということで、ちょうど◇◇君の所の畑の隣接地になりますので、今回使用貸借契約を結んで◇◇君が耕作することとな

りました。何ら問題ないと思います。

《谷本委員》

10番についてご説明いたします。◇◇さんは多分農家をやられてない関係で、近所でありまして◇◇◇◇さんが新たに作られるということでありまして。何も問題はありません。以上です。

《渡邊鉄雄委員》

11番を説明させていただきます。利用権を設定する◇◇◇◇さんについては、◇◇◇◇を行っておりまして農業についてはできてない、と。そういうことで、◇◇◇◇さんは友人でありまして、規模拡大によりまして、今回農家として頑張るということで問題ありません。続きまして、次ページの12番を見ていただきたいと思います。利用権を設定する◇◇さん、◇◇さんにつきましても、更新でございますので何ら問題はありません。

《黒田委員》

13番でございます。◇◇◇◇さんは集落の中でも比較的若い方で農業機械も揃えており、◇◇◇◇さんと田んぼが非常に近くにありまして、何ら問題ありません。14番、これも更新案件であり耕作者は極めて元気で農業機械も全て揃っておりますので、何ら問題ありません。15番につきましても更新案件で、これも遠隔地に所有者がいらっしゃる、しかも高齢者でございます。地元では農地が荒れないので好ましいと思います。問題ありません。

《富永委員》

16番と17番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作されるということで、新規です。以前、◇◇さんが耕作されていたのですが年齢的にしんどいということで耕作者が変わって、1年ということなのですが、本人として様子見程度だったんだろうと思いますが、問題ありません。17番については、◇◇◇◇さんからの耕作依頼で、◇◇なのですが、◇◇◇◇さんがされます。年齢的にも若く、なんら新規ですが問題ありません。いずれも賃貸借契約です。

《中村委員》

18番から22番まで説明します。◇◇さんは今まで◇◇◇◇が作っていたそうですが、その方が高齢で作れなくなったとのことでした。◇◇さんは施設に入ることによって作れなくなりました。◇◇さんも作れないとのことでした。借り手の◇◇さんは熱心な方なので、問題ないと思います。次に23から24ですが、◇◇さん、◇◇さんも作るのを辞めるということでしたが、荒らす訳にはいかないということで近くで作っている◇◇◇◇にお願いするということになりました。問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

1 番、◇◇さんから◇◇さんへの所有権移転。条件の良い果樹園ということもあり、この価格になりました。問題ありません。

《山本豊紀委員》

2 番について説明します。果樹園地の所有権の移転であります。移転を受ける側の◇◇さんと所有する◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇さんの方が◇◇さんの◇◇◇◇でございます。果樹の栽培ができなくなったということで、この度◇◇さんの方に譲渡するという話がまとまりました。◇◇さんは若く熱心な農業者でありまして、全く問題はないと考えております。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 3 1 条（議事参与の制限）に基づき、山口委員、赤松利彦委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第 4 号は原案のとおり承認することと決定いたします。

山口委員、赤松利彦委員の入室を認めます。

続いて、議案第 5 号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼します。議案書 2 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正するものです。

提案理由ですが、最適化推進委員の地区別定数を改正するに当たり、規定の第 2 条第 2 項の定数を改正するものです。

別紙お配りしております新旧対照表をご覧ください。左の枠が現行で、右の枠が改正後（案）でございます。赤字で表示している箇所が変更部分でございます。

議案の承認をいただければ、令和5年5月1日から施行する予定であります。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号宇和島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正する訓令について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和5年5月定例総会の議案を終了いたします。